投票人名簿登録証明書

投票人名簿に記載されている住所

氏　　名

上記の者は、投票人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日交付

都（道府県）郡（市）（区）何町（村）

選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

投票期日	令第67条又は第68条の規定による投票用紙の交付	令第82条の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
		船長に対する交付	船員に対する交付			
何年何月何日	何都（道府県）何郡（市）（区）何町（村）交付	何都（道府県）何郡（市）（区）何町（村）交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長印	交付

備考

1　用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

2　令第47条第2項の規定によって記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

3　令第67条又は第68条の規定によって記入する場合においては、「令第67条又は第68条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

4　令第82条第4項（令第83条第3項において準用する場合を含む。）の規定によって記入する場合においては、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

5　令第82条第15項（令第83条第3項において準用する場合を含む。）の規定によって記入する場合においては、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

6　南極調査員について

⑴　令第47条第3項の規定によって記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

⑵　令第85条第3項又は令第86条第4項において準用する令第82条第4項の規定によって記入する場合においては、「船長に対する交付」欄に「隊長へ交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

⑶　令第85条第3項又は令第86条第4項において準用する令第82条第15項の規定によって記入する場合においては、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。